

VII 在宅福祉サービス

1 補装具費の支給を受けるには

内容	障がいの内容や程度によって、補装具費の支給が受けられます。
対象者	身体障害者手帳所持者(等級によっては受けられない場合があります。)、難病患者等
注意事項	<p>申請は購入される前に必要です。購入後の申請は対象外となります。</p> <p>原則定率1割負担、所得に応じて一定の負担上限があります。</p> <p>① 労働者災害補償保険法、戦傷病者特別援護法等での補装具の給付、並びに介護保険での貸与、購入が可能な場合はそちらを優先します。</p> <p>② 治療段階における症状の回復・改善のために処方される「治療用装具」は、健康保険各法での対応となります。</p> <p>③ 補装具の種目によって更生相談所の判定が必要となります。判定の方法は直接判定と書類による判定があります。また補装具は購入が原則ですが、判定により借受け(貸与)が適当と認められる場合には借受け(貸与)となる場合があります。</p> <p>④ 補装具の交付数は、原則補装具1種目につき1個ですが、身体障がいの状況又は職業上の理由により、更生相談所に助言を求め、当該補装具の必要性・有効性等について十分検討し、決定した場合には2個交付できます。</p> <p>⑤ 耐用年数内での再支給は原則できません。</p>
手続	申請をする補装具の種目により申請書類が異なります。申請前に予め下記窓口でご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

種目	介護保険優先	18歳未満	18歳以上	備 考	耐用年数
義肢		○	○	殻構造と骨格構造がある。 義手(肩・上腕・肘・前腕・手・手指 他)(装飾用・作業用・能動式・電動式) 義足(股・大腿・膝・下腿・足指 他)(常用・作業用 他)	種類により異なります。
装具		○	○	上肢装具(肩・肘・把持・指・長対立・短対立 他) 下肢装具(短下肢・長下肢・足底・股・膝 他) 靴型装具、体幹装具(頸椎・胸椎・腰椎・仙腸・側わん症)	
姿勢保持装置		○	○		3年
車椅子	★	○	○	オーダーメイド、既製品 普通型、前方大車輪型、片手駆動型、手押し型 他	6年
電動車椅子	★	○ 学齢児以上	○	電動リフト付、モジュラー方式、レバー駆動型を含む。 ※重度の下肢機能障害者等であって、これによらなければ歩行機能を代替できないものが対象。または呼吸器機能障がい、心臓機能障がい等により歩行に著しい制限を受ける者であって医学的所見から適応が可能なものが対象。 普通型(4.5 km/h・6.0 km/h)、簡易型(切替式・アシスト式)、 電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型 他	6年
歩行器	★	○	○	六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定型、交互型	5年
歩行補助つえ	★	○	○	多脚杖、松葉杖、ロフトランドクラッチ、 カナディアンクラッチ、プラットホーム杖	2～4年
視覚障害者安全つえ		○	○	普通用、携帯用、身体支持併用	2～5年
義眼		○	○	既製品、オーダーメイド	2年
眼鏡		○	○	弱視用、遮光用、矯正用、コンタクトレンズ	4年
補聴器		○	○	ポケット型(高度難聴用、重度難聴用)、耳かけ型(高度難聴用、重度難聴用)、 耳あな型(既製品・オーダーメイド)、骨導式(ポケット型・眼鏡型)	5年
人工内耳		○	○	人工内耳用音声信号処理装置(修理)	-
車載用姿勢保持装置		○	○		3年
起立保持具		○			3年
排便補助具		○			2年
重度障害者用意思伝達装置		○	○	文字等走査入力方式、生体现象方式	5年

2 日常生活用具の給付を受けるには

内容	在宅の重度障がい者・児に対し、日常生活の利便を図るため、事前申請で次の用具を給付します。種類により耐用年数が異なるものについては窓口にてご確認ください。
対象者	在宅の「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者、又は難病患者等で下記の表に該当する方が対象です。
注意事項	申請前に下記窓口で予めご相談ください。 介護保険制度、高齢者制度での貸与、購入が可能な場合はそちらが優先になります。 世帯の所得に応じ費用の一部負担があります。原則耐用年数内の再交付はできません。 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢・体幹に準じて取り扱います。
手続に必要なもの	① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか ② 見積書 ③ カタログのコピー(ストマ用装具・紙オムツ等は不要) ④ 医師意見書(種目による)
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

種目	障がい及び程度	介護保険優先	18歳未満	18歳以上	要件	耐用年数
特殊寝台	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	—	○	ベッド上での生活が主である者 ※医師意見書必要	8 年
	難病患者等		○	○		
特殊マット	下肢・体幹機能障害 1 級 (児童は 2 級以上)	★	○ 3 歳以上	○	常時介護を要する者	5 年
	重度知的障害者 難病患者等		○	○	ベッド上での生活が主である者 ※医師意見書必要	
特殊尿器 (自動的に吸引されるもの)	下肢・体幹機能障害 1 級以上	★	○ 学齢児以上	○	常時介護を要する者	5 年
	難病患者等		○	○	自力で排尿できない者 ※医師意見書必要	
入浴担架	下肢・体幹機能障害 2 級以上	—	○ 3 歳以上	○	入浴に介助を要する者	5 年
体位変換器	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	○ 学齢児以上	○	下着交換等で介助を要する者	5 年
	難病患者等		○	○	ベッド上での生活が主である者 ※医師意見書必要	
移動用リフト	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	○ 3 歳以上	○	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※医師意見書必要	4 年
	難病患者等		○	○		
訓練いす	下肢・体幹機能障害 2 級以上	—	○ 3 歳以上	—		5 年
訓練用ベッド	下肢・体幹機能障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※医師意見書必要	8 年
	難病患者等		○	○		
入浴補助用具	下肢・体幹機能障害者	★	○ 3 歳以上	○	入浴に介助を要する者	8 年
	難病患者等		○	○	入浴に介助を要する者 ※医師意見書必要	
便器	下肢・体幹機能障害 2 級以上	★	○ 学齢児以上	○	常時介護を要する者 ※医師意見書必要	8 年
	難病患者等		○	○		
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害者	—	○ 3 歳以上	○		3 年
歩行支援用具 (移動・移乗支援用具)	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害者	★	○ 3 歳以上	○	家庭内の移動等に介助を要する者	8 年
	難病患者等		○	○	下肢が不自由な者 ※医師意見書必要	
頭部保護帽	平衡機能又は下肢 もしくは体幹機能障害	—	○	○	てんかんの発作等で頻繁に転倒する者	3 年
	重度知的障害者 精神障害者		○	○		

種目	障がい及び程度	介護保険 優先	18歳 未満	18歳 以上	要件	耐用 年数
特殊便器	上肢機能 2 級以上	—	○	○	上肢機能に障害のある者 ※医師意見書必要	8 年
	重度知的障害者		学齢児以上			
	難病患者等		○	○		
火災警報器	視覚又は聴覚障害 2 級以上 肢体不自由者	—	○ 学齢児以上	○	火災の感知等が困難な者 一人では避難が困難な者	8 年
自動消火器	視覚又は聴覚障害 2 級以上 肢体不自由者	—	○ 学齢児以上	○	火災の感知等が困難な者 一人では避難が困難な者	8 年
	難病患者等		○	○	火災発生の感知及び避難が著しく 困難な者(難病患者のみの世帯 及びこれに準ずる世帯) ※医師意見書必要	
電磁調理器	視覚障害 2 級以上	—	—	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	6 年
	重度知的障害		—	○		
	精神障害 2 級以上		—	○		
歩行時間延長信号 機用小型送信機	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○		10 年
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級以上	—	—	○	(聴覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	10 年
透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上	—	○ 3 歳以上	○	自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD)による透析療法を行う 者	5 年
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上 (同程度のものを含む)	—	○	○	※同程度の障害又は学齢児未満 の場合、医師意見書必要	5 年
	難病患者等		○	○	呼吸器機能に障害のある者 ※医師意見書必要	
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上 (同程度のものを含む)	☆	○	○	※同程度の障害又は学齢児未満 の場合、医師意見書必要	5 年
	難病患者等		○	○	呼吸器機能に障害のある者 ※医師意見書必要	
酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法を行う者	—	—	○	医療保険における在宅酸素療法 を行う者	10 年
視覚障害者用 体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	5 年
視覚障害者用 体重計	視覚障害 2 級以上	—	—	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	5 年
音声血圧計	視覚障害 2 級以上	—	—	○	(視覚障害者のみの世帯及び これに準ずる世帯)	5 年
パルス オキシメーター	呼吸器・心臓機能障害 3 級以上 (同程度の者を含む)	—	○	○	※同程度の者は医師の意見書が 必要	5 年
	難病患者等		○	○	人工呼吸器装着が必要な者 ※医師意見書必要	
人工呼吸器用 自家発電機 ・外部バッテリー	呼吸器・心臓機能障害 3 級以上 (同程度の者を含む)	—	○	○	※同程度の者は医師の意見書が 必要	6 年
	難病患者等		○	○	人工呼吸器装着が必要な者 ※医師意見書必要	
携帯用会話 補助装置	音声言語機能障害者 肢体不自由者	—	○ 学齢児以上	○	発声・発語に著しい障害を有す る者	5 年
情報・通信 支援用具	視覚障害者 上肢機能障害者	—	○ 学齢児以上	○		6 年
点字ディスプレイ	視覚障害 2 級以上	—	—	○		6 年
点字器	視覚障害者	—	○	○	種類により耐用年数が異なりま す。	5~7年
点字 タイプライター	視覚障害 2 級以上	—	○	○	本人が就学、就労しているか、ま たは就労が見込まれている者	5 年
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	テープレコーダー含む	6 年

種目	障がい及び程度	介護保険優先	18歳未満	18歳以上	要件	耐用年数
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○		6 年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者	—	○ 学齢児以上	○	拡大読書器により文字等を読むことが可能となる者	8 年
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上	—	—	○	音声時計は、手指の触覚に障害がある等触読式時計の使用が困難な者	10 年
聴覚障害者用通信装置(FAX)	聴覚障害者 音声機能障害者	—	○ 学齢児以上	○	コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者	—	○	○	本装置によりテレビの視聴が可能になる者(文字放送レコーダーを含む)	6 年
人工喉頭	喉頭摘出者	—	○	○	種類により耐用年数が異なります。	4~5 年
人工内耳用音声信号処理装置	人工内耳用音声信号処理装置の装着開始後 5 年以上経過している聴覚障害者	—	○	○	医療保険等の適用対象となる場合、又は本人の故意、過失を理由とする場合を除く	5 年
視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者	—	○ 学齢児以上	○		
パーソナルコンピューター	上肢機能障害 2 級以上 言語・上肢機能障害の複合 2 級以上	—	○ 学齢児以上	○	文字を書くことが困難な者。 ※既にワードプロセッサの給付を受け、給付日より 6 年を満たさない者は、対象外	6 年
点字図書	視覚障害者	—	○	○	主に情報の入手を点字により行っている者	
ストマ用装具	ストマ造設者	—	○ 3 歳以上	○	在宅以外の者は、市長が必要と認めた場合、支給することができる	
紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、さらし・ガーゼ等衛生用品)	高度の排便機能障害者 高度の排尿機能障害者 脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	☆	○ 3 歳以上	○	在宅以外の者は、市長が必要と認めた場合、支給することができる ※初回申請時、医師意見書必要	
収尿器	高度の排尿機能障害者	—	○ 3 歳以上	○	在宅以外の者は、市長が必要と認めた場合、支給することができる	1 年
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	下肢・体幹機能障害 3 級以上 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する学齢児以上の身体障害者児であって 3 級以上	★	○ 学齢児以上	○	(特殊便器への取替えをする場合は、上肢機能障害 2 級以上)	
	難病患者等		○	○	下肢又は体幹機能に障害のある者 ※医師意見書必要	
座位保持用いす 立位保持用机 移動介護用いす 排便補助器 簡易収尿器 頭部保持器 歩行器 浴槽(移動用) 食器固定装置 特殊食器 介助用被服類 簡易訓練用器具類 簡易自助用具類	在宅の 重度心身障害者・児 (身体障害者手帳 2 級以上かつ療育手帳 A1)	—	○	○		
幼児用補聴器(両耳装用)	難聴のある幼児	—	○	—	3 歳未満	

3 車いすの貸し出し

内容	歩行困難な在宅の身体障がい者等に、短期で車いすを貸し出します。 詳細は、千曲市社会福祉協議会へお問い合わせください。	
窓口	戸上地区	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687
	更埴地区	更埴デイサービスセンター ☎ 026-247-8595

4 軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成について

内容	障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている「軽度・中等度難聴児」に対して補助します。
対象者	下記の要件をすべて満たす方 (1) 千曲市に在住する 18 歳未満の児童であること (2) 身体障害者手帳の交付対象外である軽度・中等度の難聴であること (3) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が指定した、長野県に所在する精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用が必要であると診断を受けていること
手続に必要なもの	① 申請書 ② 専門医の意見書 ③ 意見書に基づく見積書 ④ カタログのコピー ※補聴器の修理にかかる申請の場合は、上記の意見書とカタログのコピーは不要です。
注意事項	購入前に申請が必要です。 予算には限りがありますので、下記窓口で予めご相談ください。 詳細はお問い合わせください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

5 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について

内容	在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
対象者	小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)
手続に必要なもの	① 申請書 ② 情報確認同意書 ③ 見積書 ④ カタログのコピー ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
費用負担	保護者等の収入額(所得税額等)に応じて自己負担があります。
注意事項	購入前に申請が必要です。 申請前に下記窓口で予めご相談ください。 地域生活支援事業における日常生活用具の給付対象児童は除きます。 用具の種目ごとに給付できる対象者の定めがあります。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

6 在宅重度障害者紙おむつ購入扶助費支給について

内容	在宅の重度障がい者が使用する紙おむつ購入費(年間 15 万円まで)に対し助成します。
対象者	身体障害者手帳 1 級・2 級または療育手帳 A1 のいずれかの所持者で 3 歳以上 65 歳未満の方
手続に必要なもの	① 重度障害者紙おむつ購入扶助費支給申請書 ② おむつ購入の領収書又はレシート
注意事項	65 歳以上は高齢者の制度を適用します。申請日より遡って 1 年間分が対象です。 入院・入所期間中に購入したものは対象外です。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1272)

7 ごみ袋の減免販売

内容	以下に該当する世帯は、年度ごとの申請により、対象者 1 人につき、指定ごみ袋 120 枚まで、ごみ処理手数料を減免した指定ごみ袋を販売します。 (ア) 身体障がい者などで紙おむつを常時利用し、大量に排出する世帯 (イ) 腹膜透析等の在宅医療廃棄物を大量に排出する世帯
手続に必要なもの	(ア) 購入日の異なる紙おむつ購入時のレシート 2 枚 (イ) (初回申請時のみ) 病状がわかる書類(診断書等)
注意事項	申請時点で紙おむつを利用していることが必要です。 入院中や施設入所中の場合は対象外です。
窓口	千曲市役所 環境課 リサイクル推進係(内線 2221)

8 配食サービス事業について

内容	食事の支度ができない高齢者や障害者の自宅へ弁当を配達します。(月～土曜日 昼・夜)
対象者	65歳以上の一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、身体障がい者等のうち、食事の支度が困難かつ見守りが必要な者
利用料金	1食あたり 350～440円 (口座引き落とし)
手続	下記窓口で申請してください。
窓口	千曲市役所 高齢福祉課 高齢者係 (内線 1154) 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1272)

9 障害者にやさしい住宅改良促進事業について

内容	身体障がいのある方が日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所等を改良する場合に補助金(70万円と住宅改良に要する経費を比較していずれか少ない額の10分の9の額)を交付します。
対象者	市内に住所を有する65歳未満の者で、以下の項目すべてに該当する者 (1) 身体障害者手帳1～6級所持者 ※4～6級所持者については、独居者もしくは常時介護する者がいない方など (2) 前年の世帯の所得税総額が8万円以下の世帯
注意事項	新築・増改築は対象となりません。 申請は工事施工前に必要となります。予算には限りがありますので下記窓口で予めご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1273)

10 在宅重度身体障害者の訪問理美容サービス事業について

内容	理容院や美容院に行くことができない在宅重度身体障がい者に対し、市内の事業者が訪問し、理容又は美容のサービスを行います。
対象者	65歳未満の在宅重度身体障がい者で理容院や美容院に行くことができない方(65歳以上は高齢者の制度を適用します。)
利用方法	1枚 1,000円 の利用券を一人年間12枚まで交付します。サービス利用の際に訪問した理容院もしくは美容院の方にお渡しください。
費用負担	利用料金と利用券助成額との差額(利用の際、直接お支払いください。)
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1271)

11 訪問入浴サービスについて

内容	家族の介護を受けても自宅浴槽での入浴が困難な重度身体障がい者に対し、移動入浴車を利用した入浴サービスを行います。
対象者	市内在住の重度身体障がい者で、主治医が入浴を認めた方
利用料金	1回あたり 1,250円 (口座引き落とし)
注意事項	居宅介護サービスの利用により自宅浴槽での入浴が可能となる方は、本サービスの対象外です。
手続	利用開始前に申請が必要です。申請前に下記窓口で予めご相談ください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係 (内線 1271)

12 タイムケア事業

内容	在宅の心身障がい者・児を、家庭において介護できないときに、その心身障がい者・児を登録介護者に一時的に介護委託するものです。なお、介護できない理由は問いません。
対象者 (登録制)	在宅の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳 3～6 級の児童・発達障がい児(中程度の身体障がい者以外)
登録介護者	次に該当する者で、サービスを利用しようとする者からの申し出により市長が登録した者 (1) 隣人又は知人 (障がい者・児との関係が民法第 877 条第 1 項に規定する扶養義務者及び同居の同一生計者は除く。) (2) 施設経営の社会福祉法人、要件に該当する民間団体等
手続に必要なもの	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、発達障がい児は診断書
利用の方法	登録利用者は利用登録証に記載された登録介護者と利用日時等を協議し、承諾を得てから利用登録証を提示することによりサービスを利用できます。
サービスの形態	登録介護者が次の形態によりサービスを提供します。 (1) 登録介護者宅等における介護 (2) 社会福祉法人、民間団体等の場合は専用居室等における介護
利用限度	1人につき年間 300 時間を限度とします。
費用負担	飲食費その他実費は利用者の負担です。登録介護者に直接お支払いください。
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273)

13 手話通訳者・要約筆記者を利用するには

内容	下記の派遣範囲の項目に該当する場合、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 遠隔手話通訳をご希望される場合、ご自身のスマートフォンやタブレットを使って通訳を受けることができます(タブレットの貸出しを無料で行います)。
対象者	聴覚障がい者及び音声・言語の機能障がい者
派遣範囲	(1) 生命及び健康管理に関すること (2) 官公署等における権利、義務に関すること (3) 職業相談に関すること (4) 学校教育及び社会教育に関すること (5) 福祉活動に関すること (6) その他市長が特に必要と認めた事項に関すること ※次に該当するものは派遣対象となりません。 (ア) 政治目的又は政治活動に係るもの (イ) 宗教的な活動や集会等に係るもの (ウ) 営利を目的とした活動や集会等に係るもの (エ) その他法令に違反すると認められる事項に係るもの
派遣通訳者	市が派遣通訳者として登録した者で、申請者の希望する者
手続	緊急の場合を除き7日前までに申請書を下記窓口へ提出ください。(FAX 可能)
窓口	千曲市役所 福祉課 障がい者福祉係(内線 1273) FAX:026-273-8011

14 点訳・朗読奉仕員の活動

内容	点訳・朗読奉仕員は、点字図書や声の図書(朗読録音CD)の増冊及びその普及に協力するとともに、市町村等からの依頼による点字での相談文書の翻訳や回答文書の作成、広報活動、文化活動に協力を行うものです。
窓口	(福)長野県視覚障害者福祉協会(松本市) ☎ FAX 0263-32-5632 *長野県が県視覚障害者福祉協会へ委託し、活動を行っております。
<p>～千曲市内朗読ボランティアグループについて～ 視覚障がい者を対象に、毎月「市報ちくま」等広報をテープに吹き込みダビングして希望者に届けているボランティアグループです。利用者との交流会も行っていますので、ご希望があればご連絡下さい。 《問い合わせ先》千曲市社会福祉協議会地域支援課 ☎ 026-276-2687</p>	

15 在宅介護者の交流事業

内容	在宅介護者を対象に、健康相談・介護技術等の学習の機会を提供するとともに、在宅介護者相互の交流およびリフレッシュを図ります。
対象者	高齢者・重度障がい児・者を常時在宅で介護している方
窓口	千曲市社会福祉協議会 ☎ 026-276-2687

16 入浴施設等利用料減額

千曲市民の方で障害者手帳をお持ちの場合は、利用料金を減額(免除・減額)してご利用いただけます。障害者手帳をご持参のうえ各施設のフロントで手続きを行ってください。

※白鳥園をご利用の方で免除の方のうち12歳以上の方は、入湯税として50円をお支払いいただきます。

対象施設	・白鳥園(戸倉) ☎026-275-0400 ・多世代健康交流プラザ つるの湯(上山田温泉) ☎026-261-0770 ・佐野川温泉 竹林の湯(桑原) ☎026-272-6500 ・健康プラザ(倉科) ☎026-272-5818 ・Re SPAシンコースポーツ(屋代) ☎026-214-5690	
対象者	(千曲市民限定)	
減額表	免除	減額
身体障害者手帳	1～3級の交付を受けている方 及びその介護者	4～6級の交付を受けている方
療育手帳	A1・A2の交付を受けている方 及びその介護者	B1・B2の交付を受けている方
精神障害者 保健福祉手帳	1級・2級の交付を受けている方 及びその介護者	3級の交付を受けている方

【介護者の考え方】

1. 障がい等により利用者本人が入浴に関する行為(更衣・洗身等)に介助を要する場合に限り、その行為を介助する者を介護者とする。
2. 介護者は、同性に限る。
3. 介護者の人数は、要介護者の状態により指定管理者が判断する。

白鳥園 貸切り「福祉風呂」のご利用について【利用する場合は事前予約が必要です。】

障害者手帳などの有無を問わず、入浴時に介助が必要な方や病気やケガなどで利用を希望する方向けの貸切り風呂です。

利用料金	1時間単位で料金1,000円、入浴者1名(12歳以上の方)につき50円の入湯税をお支払いいただきます。
------	---

